

# 定住自立圏構想の進捗状況 ・総務省の取組について

令和元年11月27日



# 「定住自立圏構想」の推進

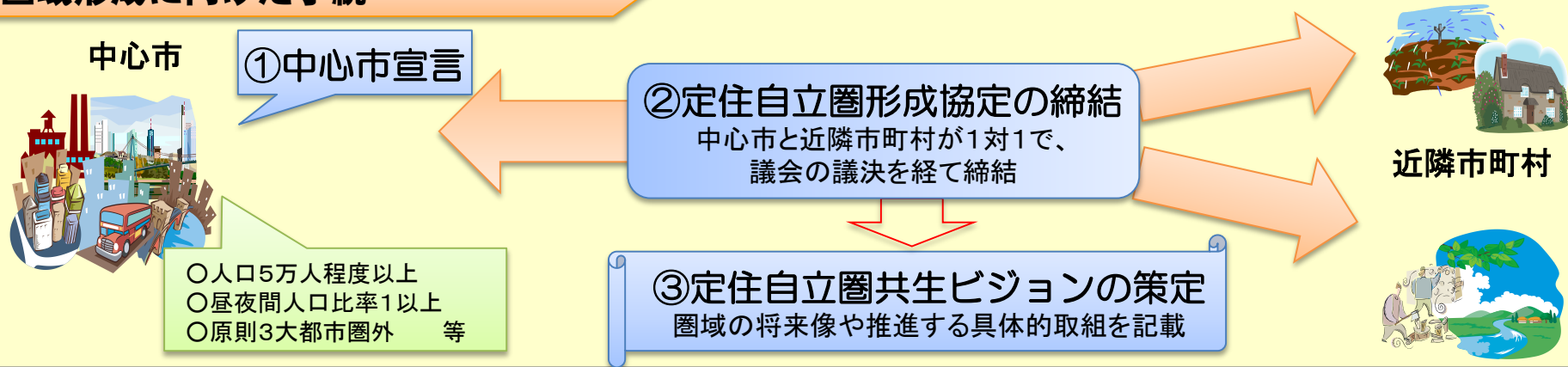
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

### 特別交付税

- ・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）  
（中心市 4,000万円程度→8,500万円程度）  
（近隣市町村 1,000万円→1,500万円）
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置 等

### 地方債

- ・地域活性化事業債を充当（充当率90%、交付税算入率30%）

### 各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

### 【施策の概要】

人口5万人程度以上の市を中心として、2009年度から、市町村が連携して相互に役割分担しつつ圏域の生活関連機能を維持・向上させ、人口のダム機能を果たすことを目的とする定住自立圏の取組が行われてきた。

この定住自立圏についても、取組事例の情報提供等により新たな圏域形成を促進する。

■定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2018年10月時点123圏域）

### 【主な施策】

#### ◎ (4)-(ア)-A-② 定住自立圏の形成の促進

2018年10月現在、123圏域において定住自立圏が形成されており、取組が着実に広がっている。この結果、各圏域で住民の生活関連機能に関するサービスの供給確保や質の向上に向けた取組が進められている。

定住自立圏の形成等を引き続き推進するため、セミナーの開催による取組事例の情報提供や協定等を締結していない中心市への意向調査等を行う。2020年には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを旨とする。地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、協定等に基づき推進する具体的取組に関し成果指標等を設定し、進捗管理を行うものとする。

地方行財政改革・分野横断的な取組 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p><b>【アンブレラ】</b> 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p><b>【指標】</b> ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）</p>	—	○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%【再掲】	14. 医療・介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について検討
	○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	○連携中枢都市圏等の形成数【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】	15. 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等
	—	—	16. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討
	○法定外税や超過課税による税收	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数	17. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進）
	○地方税（地方譲与税を含む）の人口一人当たり税收額の都道府県間格差（最大／最小）	—	18. 税源の偏在性が小さく、税收が安定的な地方税体系の構築

	取組事項	実施年度			K P I	
		2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
持続可能な地方財政基盤の構築	<p>15 中核的な都市や都道府県による自治体間連携・補完の推進等</p> <p>行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。</p>	<p>連携中枢都市圏の形成等に意欲を持つ団体に対し、個別に支援を実施。これまでの圏域形成に関する取組状況について、検証 また、既に圏域を形成している団体についても、戦略的に圏域内の都市機能等を確保する取組等について支援を実施。その取組事例（サービスの維持向上・効率化などの成果等）に関する情報提供等による各圏域における取組の深化を促進 「連携中枢都市圏ビジョン」及び「定住自立圏共生ビジョン」における各圏域の特性を踏まえた成果指標（K P I）の設定を促進するとともに、指標の設定状況・達成状況を総務省において把握し、一元的に評価し公表</p> <p>〈総務省〉</p>	<p>検証結果を踏まえ、必要な措置を検討し実施。また、取組事例の横展開について、より効果的な方法を検討</p>	<p>K P Iの達成状況を踏まえつつ、それまでの状況を精査し、必要な対応を検討し実施</p>	<p>○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2020年度までに30圏域。定住自立圏は2020年度までに140圏域】</p>	<p>○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）</p>
	<p>16 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方を検討</p> <p>基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p> <p>〈総務省〉</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p>	<p>地方制度調査会での議論を踏まえ行財政制度を検討</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

## まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

### V. 各分野の政策の推進

#### 5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

##### (5) まちづくりにおける地域連携の推進

###### ◎定住自立圏の形成の推進

- ・本年4月1日現在で123圏域が形成済みであり、2020年度に定住自立圏の形成数を140圏域とすることを目指し、引き続き、圏域の形成に向けた取組を支援する。
- ・**各圏域における取組内容の充実に向けた支援を行う**とともに、**圏域単位で取り組むことが期待される課題等の検討を行い**、定住自立圏構想を強力に推進する。

## 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

### 第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

#### 3. 地方創生の推進

##### (4) 地方分権改革の推進等

一定の人口を有する圏域を形成し、医療・交通・教育・産業などの分野における近隣市町村の連携を促進する。

### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 2. 経済・財政一体改革の推進等

##### (2) 主要分野ごとの改革の取組

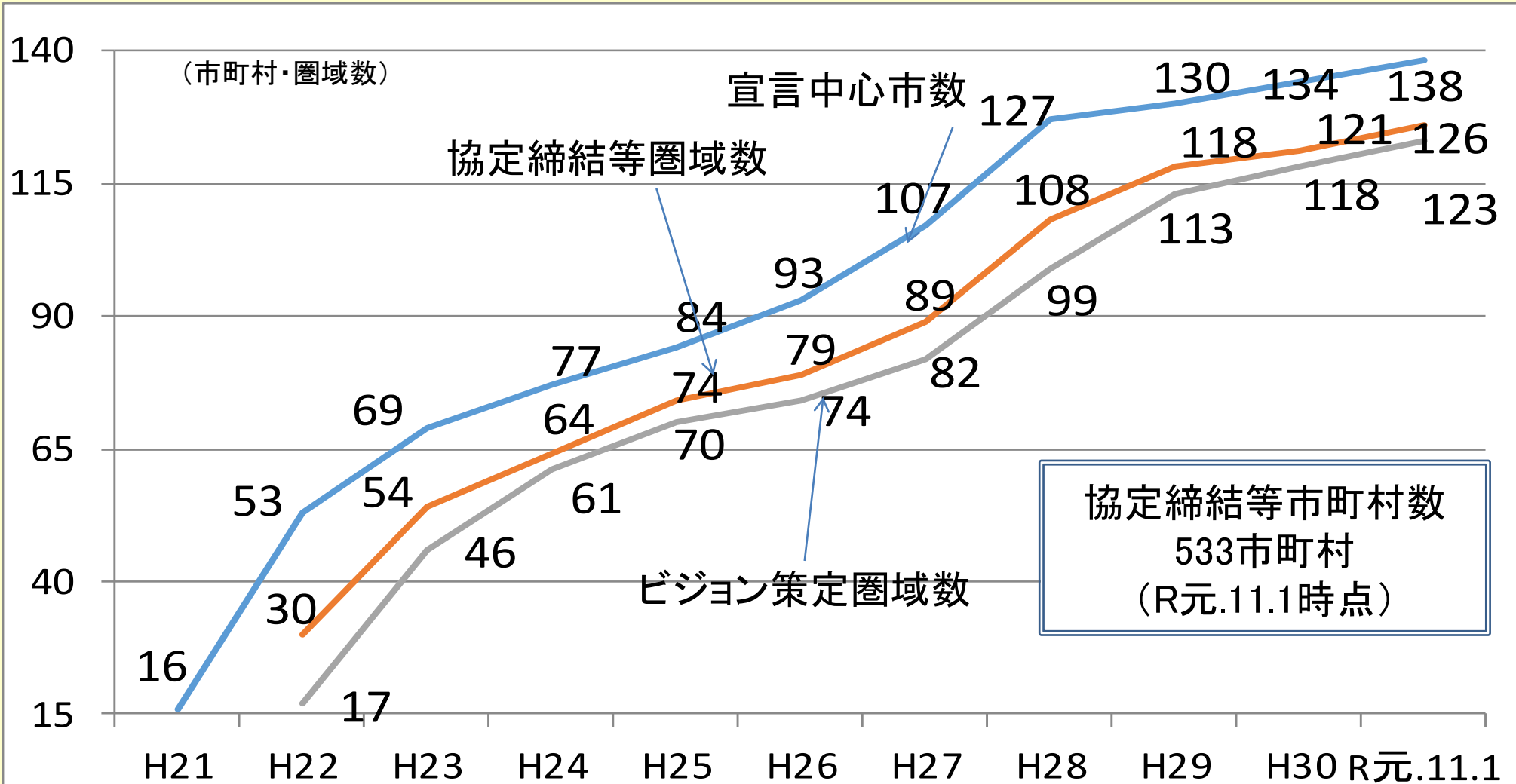
###### ③地方行財政改革

（持続的な地方行財政制度の構築）

連携中枢都市圏や**定住自立圏による広域連携の取組に対する支援**とともに、**取組事例に関する情報提供**等により、各圏域における取組の深化を促進する。

# 定住自立圏構想の取組状況

KPI: 2020年 140圏域(R元.11.1現在 126圏域)



※H30以前は4月1日時点の数値



## (参考)取組の進捗状況

### (1)中心市宣言団体数

130団体(H29.7.14現在)⇒138団体(R元.11.1現在)

H29.7.14-R元.11.1に新たに宣言した団体 (8団体)	北見市、深川市、大船渡市、釜石市、米沢市、館山市、飯塚市、日南市
-------------------------------------	----------------------------------

### (2)協定締結等圏域数

119圏域(H29.7.14現在)⇒126圏域(R元.11.1現在)

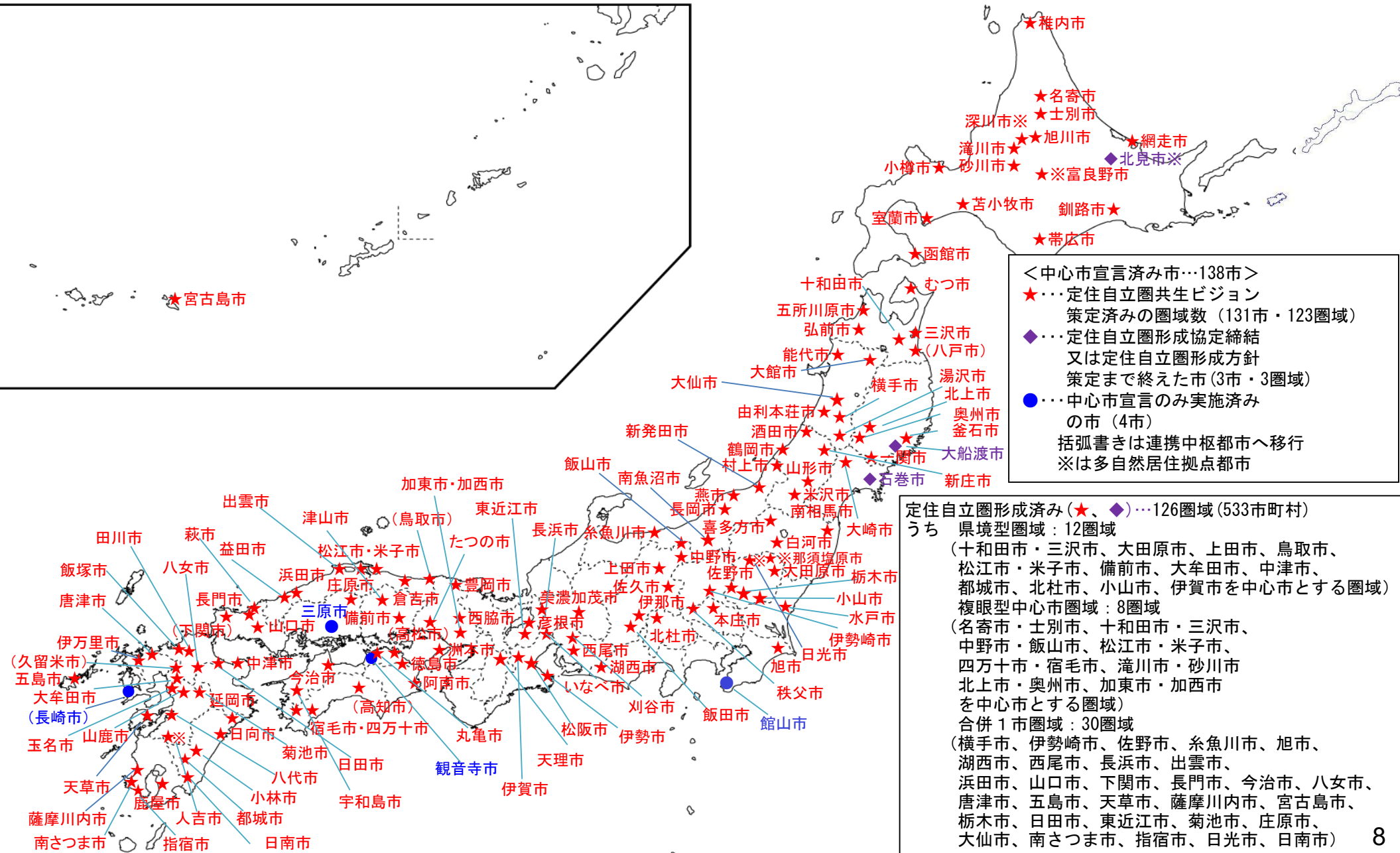
H29.7.14-R元.11.1に新たに協定締結等を行った圏域の中心市 (7圏域)	北見市、深川市、大船渡市、釜石市、米沢市、飯塚市、日南市
--	------------------------------

### (3)ビジョン策定圏域数

114圏域(H29.7.14現在)⇒123圏域(R元.11.1現在)

H29.7.14-R元.11.1に新たにビジョンを策定した圏域の中心市 (9圏域)	深川市、釜石市、米沢市、喜多方市、小山市、宇和島市、飯塚市、田川市、日南市
--	---------------------------------------

# 定住自立圏構想の取組状況（令和元年11月1日現在）



# 定住自立圏構想の取組状況（令和元年11月1日現在）

※【 】は中核市  
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）  
 ※網掛けは宣言連携中枢都市  
 ※（ ）は多自然拠点都市の要件のみを満たす市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	【函館市】、小樽市、【旭川市】、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	—
青森県	【八戸市】、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	—
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	気仙沼市、(白石市)
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	—
山形県	【山形市】、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	東根市
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市、二本松市
茨城県	〈水戸市〉	日立市、土浦市、常総市、〈つくば市〉、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市	真岡市
群馬県	〈伊勢崎市〉	〈太田市〉、(沼田市)、(藤岡市)、富岡市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市、館山市	—
東京都		—
神奈川県		—
新潟県	〈長岡市〉、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	柏崎市、十日町市、〈上越市〉、佐渡市
富山県		黒部市
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(小浜市)
山梨県	北杜市	(富士吉田市)
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市・飯山市(複眼型)、佐久市	〈松本市〉、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、(可児市)
静岡県	湖西市	〈沼津市〉、磐田市、掛川市、(御殿場市)、裾野市
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、(新城市)、田原市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	〈津市〉、〈四日市市〉、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市
京都府		福知山市、(舞鶴市)
大阪府		—
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	小野市
奈良県	天理市	—
和歌山県		田辺市、(新宮市)
鳥取県	【鳥取市】、米子市(複眼型)、倉吉市	—
島根県	【松江市】(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	—
岡山県	津山市、備前市	—
広島県	三原市、庄原市	三次市
山口県	【下関市】、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市
徳島県	〈徳島市〉、阿南市	—
香川県	【高松市】、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	(八幡浜市)、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	【高知市】、四万十市・宿毛市(複眼型)	—
福岡県	大牟田市、【久留米市】、飯塚市、田川市、八女市	朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〈佐賀市〉、鳥栖市
長崎県	【長崎市】、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	—
大分県	中津市、日田市	—
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	—
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	浦添市、名護市、(うるま市)
<b>合計</b>	<b>138</b>	<b>69</b>

- 定住自立圏は138市が中心市宣言。
- 126圏域(533市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済。
- 123圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済。

以下の35市が宣言連携中枢都市（令和元年11月1日現在）  
 札幌市、八戸市、盛岡市、山形市、郡山市、新潟市、富山市、高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市・宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

※表右欄の中心市要件を満たす市については、以下の市を除く  
 ○指定都市・中核市  
 ○中心市又は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市

# 定住自立圏における取組例

## ○政策分野別取組状況

定住自立圏 126 圏域※（令和元年 1 月 1 日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

### 市町村間の役割分担による生活機能の強化

**医療**  
121 圏域  
医師派遣、適正受診の啓発、  
休日夜間診療所の運営等

**福祉**  
108 圏域  
介護、高齢者福祉、子育て、  
障がい者等の支援

**教育**  
106 圏域  
図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ  
交流、公共施設相互利用等

**産業振興**  
121 圏域  
広域観光ルートの設定、  
農産物のブランド化、企業誘致等

**環境**  
63 圏域  
低炭素社会形成促進、  
バイオマスの利活用等

### 市町村間の結びつきやネットワークの強化

**地域公共交通**  
122 圏域  
地域公共交通のネットワーク化、  
バス路線の維持等

**ICTインフラ整備・利活用**  
46 圏域  
メール配信による圏域情報の共有等

**交通インフラ整備**  
83 圏域  
生活道路の整備等

**地産地消**  
52 圏域  
学校給食への地元特産物の活用、  
直売所の整備等

**交流移住**  
105 圏域  
共同空き家バンク、圏域内イベント  
情報の共有と参加促進等

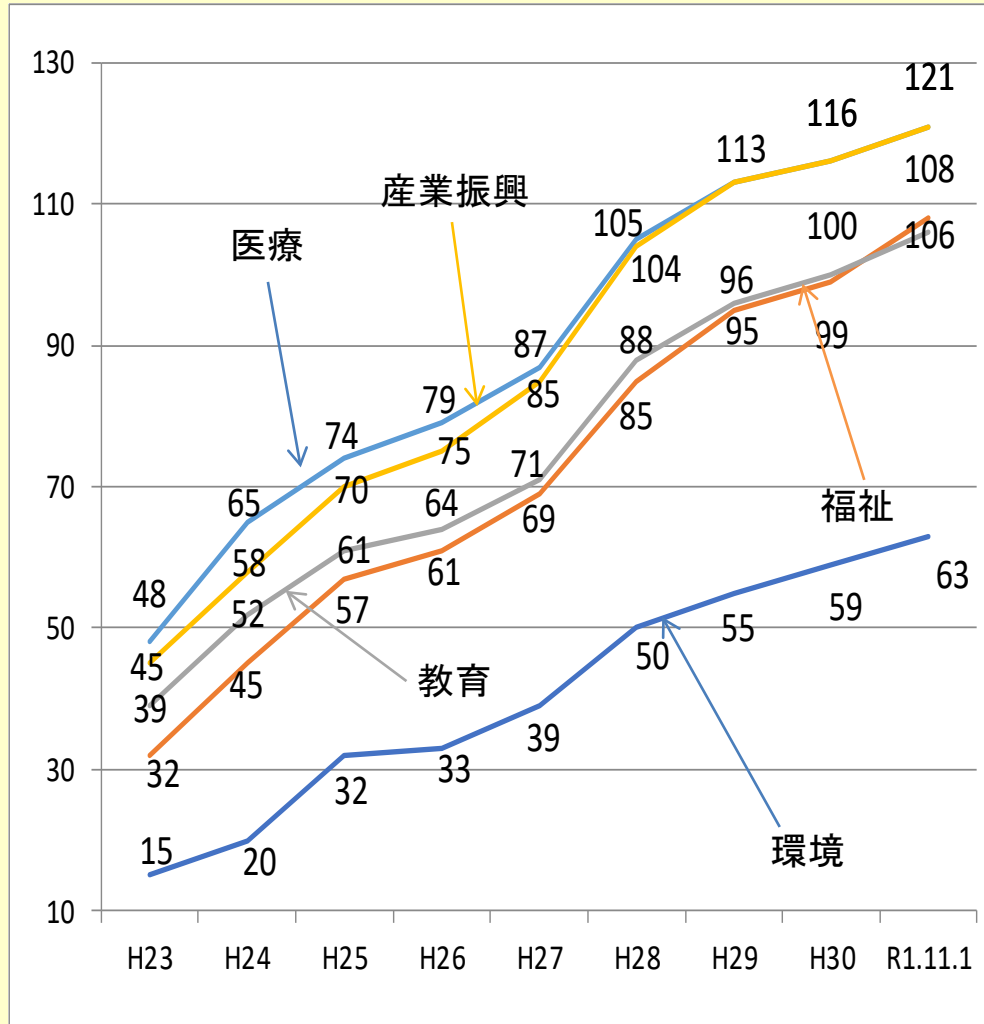
### 圏域マネジメント能力の強化

**合同研修・人事交流**  
109 圏域  
合同研修の開催や  
職員の人事交流等

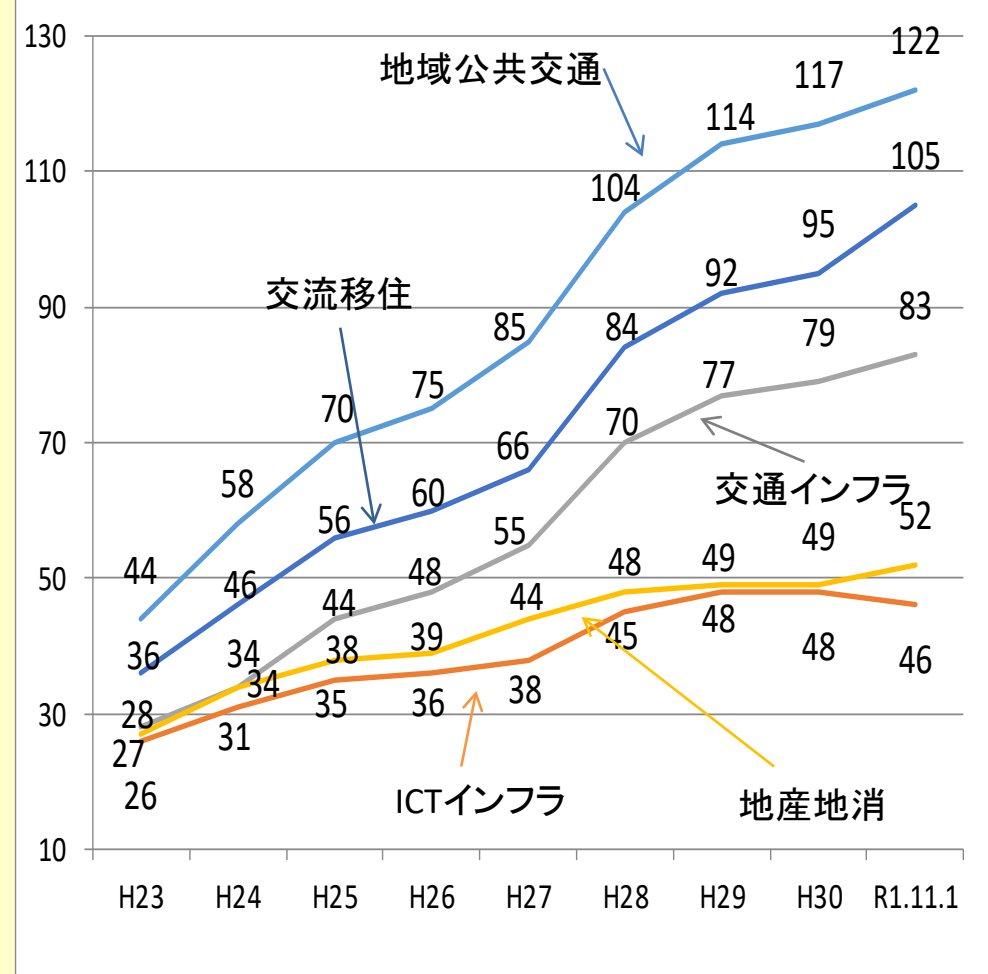
**外部専門家の招へい**  
42 圏域  
医療、観光、ICT等の  
専門家を活用

# 定住自立圏における取組分野

## 市町村間の役割分担による生活機能の強化



## 市町村間の結びつきやネットワークの強化



※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

※H30以前は4月1日時点の数値

# 定住自立圏における人口の社会動態について

○令和元年11月1日現在で定住自立圏形成協定等を締結した126圏域について、定住自立圏構想推進開始前4か年（H17.4.1-H21.3.31）と直近4か年（H27.1.1-H30.12.31）の住民基本台帳上の社会人口動態の状況を集計した結果、23圏域（18.3%）で社会増。85圏域（67.5%）で社会減が縮小となっている。社会減が拡大しているのは18圏域（14.3%）となっている。

## 社会増の圏域：23圏域（18.3%）

※下線は連携中枢都市圏移行済の7圏域

茨城県央地域（茨城県）、**栃木市**（栃木県）、**佐野市**（栃木県）、**小山地区**（茨城県・栃木県）、**伊勢崎市**（群馬県）、**本庄地域**（埼玉県）、**八ヶ岳**（山梨県・長野県）、**上田地域**（群馬県・長野県）、**伊那地域**（長野県）、**佐久地域**（長野県）、**みのかも**（岐阜県）、**衣浦**（愛知県）、**西尾市**（愛知県）、**旧員弁郡**（三重県）、**湖東**（滋賀県）、**出雲市**（島根県）、**山口市**（山口県）、**徳島東部地域**（徳島県）、**瀬戸・高松広域**（香川県）、**瀬戸内中讃**（香川県）、**久留米広域**（福岡県）、**九州周防灘地域**（福岡県・大分県）、**宮古島市**（沖縄県）

## 社会減が縮小した圏域：85圏域（67.5%）

北北海道（北海道）、**北しりべし**（北海道）、**上川中部**（北海道）、**釧路**（北海道）、**十勝**（北海道）、**網走市大空町**（北海道）、**東胆振**（北海道）、**宗谷**、**北・北海道中央圏域**（北海道）、**中空知**（北海道）、**深川市**（北海道）、**富良野地区**（北海道）、**北見地域**（北海道）、**弘前圏域**（青森県）、**八戸圏域**（青森県）、**五所川原圏域**（青森県）、**上十三・十和田湖広域**（青森県・秋田県）、**下北圏域**（青森県）、**一関・平泉**（岩手県）、**釜石・大槌**（岩手県）、**（仮称）大船渡市**（岩手県）、**石巻圏域**（宮城県）、**大崎**（宮城県）、**能代山本**（秋田県）、**横手市**（秋田県）、**大館圏**（秋田県）、**湯沢雄勝地域**（秋田県）、**大仙市**（秋田県）、**置賜**（山形県）、**庄内南部**（山形県）、**庄内北部**（山形県）、**新庄最上**（山形県）、**喜多方地方**（福島県）、**日光市**（栃木県）、**ちちぶ**（埼玉県）、**旭市**（千葉県）、**長岡地域**（新潟県）、**新発田市・胎内市・聖籠町**（新潟県）、**糸魚川市**（新潟県）、**南信州**（長野県）、**北信地域**（長野県）、**伊勢志摩**（三重県）、**伊賀・山城南・山添**（三重県・京都府・奈良県）、**東近江市**（滋賀県）、**淡路島**（兵庫県）、**但馬**（兵庫県）、**北はりま**（兵庫県）、**北播磨広域**（兵庫県）、**大和まほろば広域**（奈良県・京都府）、**鳥取・因幡**（兵庫県・鳥取県）、**中海圏域**（鳥取県・島根県）、**鳥取県中部**（鳥取県）、**浜田市**（島根県）、**益田圏域**（島根県）、**津山圏域**（岡山県）、**東備西播**（兵庫県・岡山県）、**庄原市**（広島県）、**下関市**（山口県）、**萩市・阿武町**（山口県）、**長門市**（山口県）、**南阿波**（徳島県）、**今治市**（愛媛県）、**宇和島圏域**（愛媛県）、**高知中央広域**（高知県）、**幡多地域**（高知県）、**有明圏域**（福岡県・熊本県）、**嘉飯圏域**（福岡県）、**田川広域**（福岡県）、**唐津市**（佐賀県）、**五島市**（長崎県）、**八代市・氷川町・芦北町**（熊本県）、**人吉球磨**（熊本県）、**玉名圏域**（熊本県）、**山鹿市**（熊本県）、**菊池市**（熊本県）、**天草市**（熊本県）、**日田市**（大分県）、**都城広域**（宮崎県・鹿児島県）、**宮崎県北**（宮崎県）、**日南市**（宮崎県）、**にしもろ**（宮崎県）、**日向圏域**（宮崎県）、**大隅**（鹿児島県）、**指宿市**（鹿児島県）、**薩摩川内市**（鹿児島県）、**南さつま市**（鹿児島県）

## 社会減が拡大した圏域：18圏域（14.3%）

**西いぶり**（北海道）、**奥州・北上・金ヶ崎・西和賀**（岩手県）、**由利本荘市**（秋田県）、**山形**（山形県）、**しらかわ地域**（福島県・栃木県）、**南相馬圏域**（福島県）、**八溝山周辺地域**（福島県・茨城県・栃木県）、**那須地域**（栃木県）、**村上岩船**（新潟県）、**燕・弥彦地域**（新潟県）、**魚沼地域**（新潟県）、**湖西市**（静岡県）、**松阪地域**（三重県）、**長浜市**（滋賀県）、**播磨科学公園都市圏域**（兵庫県）、**八女市**（福岡県）、**伊万里・有田地区**（佐賀県）、

# 未取組圏域（想定）における人口の社会動態について

○令和元年11月1日現在の未宣言中心市69市について、通勤通学10%圏の近隣市町村と定住自立圏を形成した場合の圏域を想定し、定住自立圏構想推進開始前4か年と直近4か年の住民基本台帳上の社会人口動態の状況を集計した結果、20圏域（29.0%）で社会増。39圏域（56.5%）で社会減が縮小となっている。社会減が拡大しているのは10圏域（14.5%）となっている。

## 社会増の圏域：20圏域（29.0%）

※中心市宣言済であるが圏域未形成の千葉県館山市、広島県三原市、香川県観音寺市は対象外  
※下線は通勤通学10%圏の近隣市町村が存在しない5圏域

つくば市（茨城県）、鹿嶋市（茨城県）、神栖市（茨城県）、真岡市（栃木県）、太田市（群馬県）、小松市（石川県）、松本市（長野県）、  
可児市（岐阜県）、磐田市（静岡県）、掛川市（静岡県）、安城市（愛知県）、津市（三重県）、四日市市（三重県）、亀山市（三重県）、  
草津市（滋賀県）、下松市（山口県）、坂出市（香川県）、鳥栖市（佐賀県）、霧島市（佐賀県）、名護市（沖縄県）、うるま市（沖縄県）

## 社会減が縮小した圏域：39圏域（56.5%）

宮古市（岩手県）、気仙沼市（宮城県）、白石市（宮城県）、東根市（山形県）、会津若松市（福島県）、二本松市（福島県）、日立市（茨城県）、  
土浦市（茨城県）、常総市（茨城県）、筑西市（茨城県）、沼田市（群馬県）、藤岡市（群馬県）、富岡市（群馬県）、上越市（新潟県）、  
佐渡市（新潟県）、黒部市（富山県）、七尾市（石川県）、小浜市（福井県）、富士吉田市（山梨県）、諏訪市（長野県）、大垣市（岐阜県）、  
高山市（岐阜県）、関市（岐阜県）、沼津市（静岡県）、新城市（愛知県）、福知山市（京都府）、田辺市（和歌山県）、新宮市（和歌山県）、  
三次市（広島県）、周南市（山口県）、八幡浜市（愛媛県）、大洲市（愛媛県）、四国中央市（愛媛県）、朝倉市（福岡県）、佐賀市（佐賀県）、  
島原市（長崎県）、諫早市（長崎県）、奄美市（鹿児島県）

## 社会減が拡大した圏域：10圏域（14.5%）

柏崎市（新潟県）、十日町市（新潟県）、敦賀市（福井県）、御殿場市（静岡県）、裾野市（静岡県）、田原市（愛知県）、舞鶴市（京都府）、  
小野市（兵庫県）、新居浜市（愛媛県）、浦添市（沖縄県）

	定住自立圏			未取組圏域（想定）			（参考）連携中枢都市圏及び定住自立圏を形成していない三大都市圏外の市町村			
	圏域数	割合（%）	H27-30平均 社会増加率（%）	圏域数	割合	H27-30平均 社会増加率（%）	市町村数	割合	H27-30平均 社会増加率（%）	
社会増	23	18.3%	0.8%	20	29.0%	1.1%	153	26.7%	1.5%	
社会減	社会減の縮小	85	67.5%	▲1.4%	39	56.5%	▲0.9%	306	53.4%	▲1.4%
	社会減の拡大	18	14.3%	▲1.1%	10	14.5%	▲1.2%	114	19.9%	▲1.6%
合計	126	100.0%	▲0.8%	69	100.0%	▲0.1%	573	100.0%	▲0.0%	

※本表は、「定住自立圏を形成しないことが、社会増加率の上昇につながる」ことを意味するものではない点について、留意が必要

## (参考) 未宣言中心市の想定圏域①

○未宣言中心市（69市、令和元年11月1日時点）の考え方

- 未宣言中心市（116市）
- － 宣言連携中枢都市（22市）
  - － 指定都市又は中核市（宣言連携中枢都市除く）（13市）
  - － 定住自立圏又は連携中枢都市圏に近隣市として取組済（12市）

○想定圏域の考え方

未宣言中心市と、未宣言中心市（69市）の通勤通学10%圏市町村のうち既に宣言中枢連携都市又は宣言中心市となった7市（赤字）を除外した市町村が圏域を形成した場合を想定

※下線：既に他の連携中枢都市圏又は定住自立圏の近隣市町村となっている市町村

※太字：他の想定圏域と重複している市町村

都道府県	未宣言中心市	通勤通学10%圏市町村
岩手県	宮古市	山田町 (22.3)
宮城県	気仙沼市	－
宮城県	白石市	蔵王町 (16.7)、七ヶ宿町 (17.0)
山形県	東根市	村山市 (22.0)、 <u>天童市 (10.8)</u> 、河北町 (12.3)、大石田町 (11.7)
福島県	会津若松市	<b>喜多方市 (19.8)</b> 、下郷町 (15.8)、北塩原村 (11.2)、西会津町 (10.6)、磐梯町 (36.0)、猪苗代町 (13.6)、会津坂下町 (31.4)、湯川村 (48.3)、柳津町 (22.3)、三島町 (13.2)、会津美里町 (49.1)
福島県	二本松市	<u>本宮市 (11.2)</u> 、 <u>大玉村 (17.0)</u>
茨城県	日立市	常陸太田市 (19.0)、高萩市 (31.5)、北茨城市 (17.2)、東海村 (18.4)
茨城県	土浦市	石岡市 (12.7)、かすみがうら市 (35.6)、美浦村 (11.0)、 <b>阿見町 (17.8)</b>
茨城県	常総市	坂東市 (13.9)
茨城県	つくば市	<b>土浦市 (14.9)</b> 、下妻市 (11.9)、 <b>常総市 (10.9)</b> 、牛久市 (16.1)、つくばみらい市 (13.7)、 <b>阿見町 (11.4)</b>
茨城県	鹿嶋市	<b>潮来市 (20.0)</b> 、 <b>神栖市 (10.2)</b>

都道府県	未宣言中心市	通勤通学10%圏市町村
茨城県	筑西市	<u>結城市 (12.1)</u> 、 <u>桜川市 (20.6)</u>
茨城県	神栖市	<b>鹿嶋市 (15.7)</b> 、 <b>潮来市 (14.5)</b> 、 <u>銚子市 (12.7)</u> 、 <u>東庄町 (17.1)</u>
栃木県	真岡市	益子町 (25.7)、茂木町 (12.5)、市貝町 (13.8)、芳賀町 (11.0)
群馬県	太田市	足利市 (11.8)、桐生市 (11.1)、 <b>伊勢崎市 (10.1)</b> 、みどり市 (13.0)、邑楽町 (15.7)、大泉町 (25.4)、千代田町 (11.9)
群馬県	沼田市	高山村 (10.4)、片品村 (22.5)、川場村 (46.3)、昭和村 (31.2)、みなかみ町 (21.6)
群馬県	藤岡市	－
群馬県	富岡市	下仁田町 (30.2)、南牧村 (27.2)、甘楽町 (29.3)
新潟県	柏崎市	<u>出雲崎町 (20.1)</u> 、刈羽村 (60.8)
新潟県	十日町市	津南町 (23.6)
新潟県	上越市	妙高市 (35.6)
新潟県	佐渡市	－
富山県	黒部市	魚津市 (16.7)、入善町 (26.4)、朝日町 (20.2)
石川県	七尾市	志賀町 (11.5)、中能登町 (36.5)



## (参考) 未取組中心市の想定圏域②

都道府県	未宣言中心市	通勤通学10%圏市町村
石川県	小松市	加賀市 (15.5)、能美市 (22.9)、川北町 (11.4)
福井県	敦賀市	美浜町 (31.1)、 <b>若狭町 (11.8)</b>
福井県	小浜市	<b>高浜町 (12.9)</b> 、おおい町 (23.8)、 <b>若狭町 (20.2)</b>
山梨県	富士吉田市	西桂町 (29.9)、忍野村 (20.3)、山中湖村 (19.5)、鳴沢村 (23.6)、富士河口湖町 (23.1)
長野県	松本市	塩尻市 (28.8)、安曇野市 (30.4)、麻績村 (17.9)、生坂村 (20.7)、松川村 (15.4)、 <b>池田町 (17.0)</b> 、筑北村 (24.1)、山形村 (51.7)、朝日村 (40.5)
長野県	諏訪市	岡谷市 (12.9)、茅野市 (16.6)、下諏訪町 (18.8)、富士見町 (10.5)、原村 (13.1)
岐阜県	大垣市	瑞穂市 (11.7)、海津市 (10.6)、養老町 (28.9)、垂井町 (29.0)、関ヶ原町 (22.8)、神戸町 (29.0)、輪之内町 (20.4)、安八町 (23.2)、揖斐川町 (13.3)、大野町 (11.2)、 <b>池田町 (22.0)</b>
岐阜県	高山市	飛騨市 (26.1)
岐阜県	関市	美濃市 (26.5)、 <u>富加町 (22.0)</u>
岐阜県	可児市	<u>美濃加茂市 (14.2)</u> 、川辺町 (15.4)、七宗町 (11.8)、八百津町 (17.7)、御嵩町 (24.3)
静岡県	沼津市	三島市 (15.1)、 <b>裾野市 (12.4)</b> 、伊豆の国市 (11.6)、函南町 (13.5)、清水町 (29.1)、 <b>長泉町 (23.4)</b>
静岡県	磐田市	<b>袋井市 (19.9)</b> 、 <b>森町 (15.4)</b>
静岡県	掛川市	<b>袋井市 (12.4)</b> 、御前崎市 (13.5)、菊川市 (25.2)、 <b>森町 (10.2)</b>
静岡県	御殿場市	<b>裾野市 (13.5)</b> 、小山町 (29.3)
静岡県	<b>裾野市</b>	<b>長泉町 (10.2)</b>
愛知県	安城市	碧南市 (10.5)、知立市 (11.7)、高浜市 (11.4)
愛知県	新城市	設楽町 (11.3)、東栄町 (12.5)
愛知県	田原市	—
三重県	津市	<b>松坂市 (18.0)</b>
三重県	四日市市	鈴鹿市 (16.5)、 <u>東員町 (10.8)</u> 、菰野町 (34.3)、朝日町 (25.0)、川越町 (31.2)
三重県	亀山市	—
滋賀県	草津市	守山市 (10.9)、栗東市 (18.0)

都道府県	未宣言中心市	通勤通学10%圏市町村
京都府	福知山市	綾部市 (21.4)
京都府	舞鶴市	<b>高浜町 (12.6)</b>
兵庫県	小野市	<u>加東市 (11.8)</u>
和歌山県	田辺市	みなべ町 (26.8)、白浜町 (25.3)、上富田町 (41.2)、すさみ町 (13.2)
和歌山県	新宮市	御浜町 (10.7)、紀宝町 (30.4)、那智勝浦町 (28.9)、太地町 (23.1)
広島県	三次市	<u>庄原市 (11.7)</u>
山口県	<b>下松市</b>	<b>光市 (14.0)</b> 、 <b>周南市 (10.2)</b>
山口県	<b>周南市</b>	<b>下松市 (29.2)</b> 、 <b>光市 (15.3)</b>
香川県	坂出市	<u>丸亀市 (12.6)</u> 、宇多津町 (24.8)
愛媛県	八幡浜市	伊方町 (21.1)
愛媛県	新居浜市	西条市 (12.7)
愛媛県	大洲市	内子町 (22.4)
愛媛県	四国中央市	—
福岡県	朝倉市	<u>うきは市 (16.3)</u> 、筑前町 (18.4)、東峰村 (15.8)、 <u>大刀洗町 (13.9)</u>
佐賀県	佐賀市	<u>大川市 (10.5)</u> 、多久市 (22.1)、小城市 (41.6)、神埼市 (33.8)、 <b>吉野ヶ里町 (16.2)</b> 、 <b>上峰町 (13.3)</b> 、大町町 (16.6)、江北町 (24.1)、白石町 (19.6)
佐賀県	鳥栖市	<b>吉野ヶ里町 (11.0)</b> 、基山町 (24.4)、 <b>上峰町 (14.6)</b> 、みやき町 (19.6)
長崎県	島原市	<b>雲仙市 (10.6)</b> 、南島原市 (18.6)
長崎県	諫早市	大村市 (12.9)、 <b>雲仙市 (19.3)</b>
鹿児島県	霧島市	<u>姶良市 (14.7)</u> 、湧水町 (17.2)
鹿児島県	奄美市	大和村 (28.9)、龍郷町 (45.4)
沖縄県	浦添市	宜野湾市 (14.6)、西原村 (10.8)
沖縄県	名護市	国頭村 (13.5)、大宜味村 (20.1)、東村 (19.3)、今帰仁村 (28.1)、本部町 (21.9)、宜野座村 (20.1)
沖縄県	うるま市	沖縄市 (12.5)、金武町 (14.0)
<b>合計</b>	<b>69</b>	<b>194 (のべ数、宣言中経連携都市、宣言中心市及び未取組中心市を除く)</b> <b>15</b>

# 參考資料

# 定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保して、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組に対して財政措置を講じる。

## 1. 中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間8,500万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 近隣市町村については、1市町村当たり年間1,500万を上限

## 2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。  
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

## 3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用  
上限700万円、最大3年間の措置

## 4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置  
ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ  
(例：融資比率35%→45%)

## 5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置  
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置(措置率0.8、上限800万円)
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充  
措置率0.6→0.8

## 6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

※このほか、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択もある。

# 総務省

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	令和元年度政府予算(百万円)	補助率	交付対象
イ	b,f	公衆無線LAN環境整備支援事業	防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1,177	1/2 2/3	普通地方公共団体、第3セクター
ア	a,b,e,f	データ利活用型スマートシティ推進事業	各都市・地域の課題解決を促進するため、共通するオープンなプラットフォーム上で観光、防災等複数の分野についてデータを利活用してサービスを提供するデータ利活用型ICTスマートシティの構築を推進する。	採択にあたって、一定程度配慮	223	1/2	地方公共団体等
イ	a,f						
ア	a,b,c,e,f	地域IoT実装推進事業	「地域IoT実装推進ロードマップ」(平成28年12月とりまとめ、平成29年5月改定)における「分野別モデル」(IoT実装の成功モデル)の普及展開を推進するため、初期投資・連携体制の構築等にかかる経費の一部を補助する。なお、成功モデルの民間プラットフォームを利用して複数地域が連携する地域IoTの普及展開方策を推奨する(単独地域による事業実施も可)。	優先採択の配慮	303	1/2	都道府県及び指定都市を除く地方公共団体並びに民間事業者等:1/2補助
イ	e						

## 【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化		イ 結びつきやネットワークの強化		ウ 圏域マネジメント能力の強化	
a 医療		a 地域公共交通		a 中心市における人材の育成	
b 福祉		b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備		b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保	
c 教育		c 道路等の交通インフラの整備		c 圏域内市町村の職員等の交流	
d 土地利用		d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消		d その他	
e 産業振興		e 地域内外の住民との交流・移住促進			
f その他		f その他			

# 総務省

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	令和元年度政府予算(百万円)	補助率	交付対象
ア	e	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援する。	優先採択の配慮	1,000の内数	10/10 3/4 2/3 1/2	都道府県、市町村
ア	e	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)	地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。	優先採択の配慮	1,000の内数	10/10 3/4 2/3 1/2	都道府県、市町村
ウ	b	地域おこし企業人	三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方公共団体において、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することで、地方圏へのひとの流れを創出するよう支援する。	定住自立圏に取り組む自治体等を支援	特別交付税措置	—	定住自立圏に取り組む市町村又は条件不利地域を有する市町村
ウ	b	地域人材ネット	地方自治体と連携・協力して、地域活性化を推進し、地域内外から高い評価を得ている人材や先進的な取組を実施する市町村の人材(課・室)を広くお知らせするため、地域人材ネットとしてデータベースに登録し、市町村が、地域力創造のため登録者を招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組に要する経費を措置する。	定住自立圏に取り組む自治体等を支援	特別交付税措置	—	定住自立圏に取り組む市町村又は条件不利地域を有する市町村

## 【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

# 文部科学省

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	令和元年度政府予算(百万円)	補助率	交付対象
ア	c	学校施設環境改善交付金(学校給食施設整備事業)	学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校における学校給食施設の整備に要する経費の一部を補助し、その促進を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	31,061の内数	原則 1/2 1/3	都道府県、市区町村、一部事務組合等
ア	c	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業	帰国・外国人児童生徒等及び就学に課題を抱える外国人の子供に対する教育支援事業を行う自治体に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、公立学校、地方自治体その他団体等で連携した指導・支援体制の構築を図る。 I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 II 定住外国人の子供の就学促進事業	採択にあたって、一定程度配慮	504の内数	1/3	I 都道府県、指定都市、中核市 II 都道府県、市区町村等

## 【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

# 厚生労働省

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	令和元年度政府予算(百万円)	補助率	交付対象
ア	a	救急医療体制強化事業	地域の医療機関等で設置しているメディカルコントロール協議会に医師を配置し、救急医療体制を強化するための支援を行うとともに、長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的であっても断らず受け入れる医療機関を指定し、これらの医療機関に対し、必要な支援を行う。	都道府県を通じて提出される事業実施の要望状況を踏まえ、支援策を検討	381	1/2 1/3	都道府県、搬送困難事例受入医療機関
ア	b	広域的保育所等利用事業	近隣に入所可能な保育所等が見つからない児童に対し、市町村が設置するこども送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのものと、送迎バス等により児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する。	複数の保育所等の共同利用の場合、市町村の圏域を越えた利用も可。	308	1/2	市町村

## 【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

# 農林水産省

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	令和元年度政府予算(百万円)	補助率	交付対象
イ	e	農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組までを総合的に支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	9,809	定額、1/2等	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等

## 【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	



# 国土交通省

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	令和元年度政府予算(百万円)	補助率	交付対象
ア	a,b,c, d,e,f	社会資本整備総合交付金	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	871,341 (うち臨時・特別の措置335,000)	定額	地方公共団体等
イ	a,b,c, d,e,f						
ア	a,b,c, d,e,f	防災・安全交付金	地方公共団体が作成した、命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保を実現するための「整備計画」に基づく取組について、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する。	交付の判断にあたって、一定程度配慮	1,317,318 (うち臨時・特別の措置276,700)	定額	地方公共団体等
イ	a,b,c, d,e,f						
イ	a	地域公共交通確保維持改善事業	多様な関係者の連携により、地域公共交通の確保・維持を図るとともに、地域公共交通の改善に向けた取組みを支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	21,959	1/2等	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)
イ	a	「コミュニティ・レール」化への支援(幹線鉄道等活性化事業(形成計画事業))	潜在的な鉄道利用ニーズが大きい地方都市やその近郊路線等について、地域公共交通網形成計画に基づき大幅な利便性向上等を図る「コミュニティ・レール」化に係る施設整備を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	525の内数	1/3	法定協議会等
イ	a,d	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業	地域交通のゼロ・エミッション化を実現するため、地域公共交通への電気自動車・バス・タクシー等の導入を支援する。	採択にあたって、一定程度配慮	530	1/3等	交通事業者等

## 【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	

# 環境省

定住自立圏構想の3つの視点	政策分野	施策名	概要	定住自立圏に関する取組に対する支援の内容	令和元年度政府予算(百万円)	補助率	交付対象
イ	a,f	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくこととしている。これを受け、本事業では、プロフェッショナル人材等からなる地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、パートナーシップによる地域の構想・計画の策定等を支援することとしている。	採択にあたって、一定程度配慮	500の内数	—	自治体、企業、N GO、NPO等

## 【定住自立圏構想の3つの視点及び政策分野】

ア 生活機能の強化	イ 結びつきやネットワークの強化	ウ 圏域マネジメント能力の強化
a 医療	a 地域公共交通	a 中心市における人材の育成
b 福祉	b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備	b 中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
c 教育	c 道路等の交通インフラの整備	c 圏域内市町村の職員等の交流
d 土地利用	d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	d その他
e 産業振興	e 地域内外の住民との交流・移住促進	
f その他	f その他	